

令和7年度鞍手町議会第5回定例会会議録（第4号）						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会 日時及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	令和7年9月18日 午前10時00分			的野信之		
	閉 会 開 議			議 長		
	令和7年9月18日 午前10時26分			的野信之		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	許斐英幸	出	11	栗田美和	出
	2	田中二三輝	出	12	西藤典子	出
	3	星 正 彦	出	13	篠原哲哉	出
	4	宇田川 亮	出			
	5	野口美恵子	出			
	出席 13人	6	新谷留晴	出		
	欠席 0人	7	的野信之	出		
	欠員 0人	8	石井大輔	出		
		9	許斐潤一郎	出		
	10	有働徳仁	出			
会議録署名議員	5	野口美恵子		6	新谷留晴	

職務出席	議会事務局長	武谷朋視	出	議会事務局次長	寺本理恵	出
	町長	岡崎邦博	出	副町長	折尾敬敏	出
	教育長	外園哲也	出	総務課長	梶栗恭輔	出
	まちづくり課長	高橋奈美江	出	管財課長	石田正樹	出
	税務保険課長	石田克	出	住民環境課長	大村俊夫	出
	福祉人権課長	田鶴原竜二	出	健康こども課長	沼野葉子	出
	産業振興課長兼農業委員会事務局	柴田隆臣	出	都市整備課長	神谷徹	出
	会計課長	小長光弘平	出	上下水道課長	西生卓矢	出
	教育課長	森永健一	出			
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

## 令和7年 第5回鞍手町議会定例会 議事日程

9月18日 午前10時開議

### 第4号

- 日程第1 議案第54号 令和6年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定 (決算特別委員長報告)
- 日程第2 議案第60号 令和6年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計  
歳入歳出決算認定 (総務文教委員長報告)
- 日程第3 議案第61号 令和6年度鞍手町水道事業会計決算認定 (総務文教委員長報告)
- 日程第4 議案第62号 令和6年度鞍手町下水道事業会計決算認定 (総務文教委員長報告)
- 日程第5 議案第55号 令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定  
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第56号 令和6年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出  
決算認定 (民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第57号 令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定  
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第58号 令和6年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定  
(民生産業委員長報告)
- 日程第9 議案第59号 令和6年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費  
特別会計歳入歳出決算認定 (民生産業委員長報告)
- 日程第10 議案第48号 鞍手町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に  
関する条例の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第49号 鞍手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の  
利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の  
提供に関する条例の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第50号 令和7年度鞍手町一般会計補正予算 (第3号) (総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第63号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和7年度  
固定資産税の課税免除 (総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第51号 令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第15 議案第52号 令和7年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第16 議案第53号 令和7年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算 (第1号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第17 閉会中の継続事件

令和7年9月18日 9月定例会閉会。

~~~~~○~~~~~  
—— 開議 10時00分 ——

**○的野信之議長**

これから本日の会議を開きます。これより日程に入ります。日程はお手元に送信しているとおりで  
す。日程第1、議案第54号を議題とします。本案は、決算特別委員会に付託していましたので、決  
算特別委員長の審査報告を求めます。許斐英幸決算特別委員長。

**○許斐英幸決算特別委員長**

決算特別委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました議案第54号について、  
9月16日当委員会を開催し、全員出席のもと審査をいたしましたので、審査の経過と結果について  
報告いたします。なお、全員で構成する決算特別委員会ですので、審査の経過については省略いたし  
ます。当委員会は慎重審議の結果、当局原案どおり賛成多数により認定いたしました。以上、報告終  
わります。

**○的野信之議長**

これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第54号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第54号について討  
論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めますこれで討論を終わります。これから採決を行います。議案第54号、令和6年  
度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本  
案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第54号は委員長報告のとおり認定されました。次に、日程第2、議案  
第60号から日程第4、議案第62号までの3件を一括して議題とします。本案は、総務文教委員会  
に付託していましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。新谷総務文教委員長。

**○新谷留晴総務文教委員長**

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました議案第60号から議62

号までの令和6年度決算認定3議案について、9月12日に当委員会におきまして審査を行いましたので、一括してその審査の経過と結果について報告いたします。議案第60号は、令和6年度地方独立行政法人くらはて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定です。執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。主な質疑の内容として、病院の経営状況について質問があり、これに対し、診療報酬の改定や支援の策を講じることも必要との回答がありました。また、議会としても、国に対し診療報酬の改定や財政支援等の意見書を提出しているの、町としても、上部団体等への要望を行ってほしいとの意見がありました。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で認定いたしました。次に、議案第61号、令和6年度鞍手町水道事業会計決算認定及び議案第62号令和6年度鞍手町下水道事業会計決算認定について、執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。主だった質疑もなく、慎重審議の結果、いずれも当局提案どおり全会一致で認定いたしました。以上、審査の経過と結果の報告を終わります。

#### ○的野信之議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第60号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。次に、議案第61号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。次に、議案第62号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第60号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めますこれで討論を終わります。次に、議案第61号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めますこれで討論を終わります。次に議案第62号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めますこれで討論を終わります。これから採決を行います。議案第60号、令和6年度地方独立行政法人くらはて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第60号は委員長報告のとおり認定されました。次に、議案第61号、令和6年度鞍手町水道事業会計決算認定を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第61号は委員長報告のとおり認定されました。次に、議案第62号、令和6年度鞍手町下水道事業会計決算認定を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第62号は委員長報告のとおり認定されました。次に進みます。日程第5、議案第55号から日程第9、議案第59号までの5件を一括して議題とします。本案は民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。篠原民生産業委員長。

#### ○篠原哲哉民生産業委員長

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました議案第55号から議案第59号までの令和6年度決算認定。5件について、9月11日に当委員会で審査を行いましたので、一括して、その審査の経過と結果について報告いたします。議案第55号は令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定です。執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。主だった質疑もなく、慎重審議の結果、当局提案どおり、賛成多数で認定いたしました。次に、議案第56号は、令和6年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定です。執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。主な質疑の内容として、揚排水気排水機場のポンプ機器について、修繕や更新の状況に対しての質問に、不具合がある場合は随時修繕を行い、また更新についても、複数か所のポンプの更新が一緒にならないように、かつ、有利な財源を確保しながら計画的に行うようにと考えているとの回答がありました。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で認定いたしました。次に議案第57号、令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定です。執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。主だった質疑もなく、慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で認定いたしました。次に、議案第58号は、令和6年度鞍手町住宅

新築資金等特別会計歳入歳出決算認定です。執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。主な質疑の内容として、貸付けの回収や借受人の相続が発生した場合の対応はどうしているのかということに対する質問に、借受人には償還金の増額交渉や相続が発生している場合は、今年度より裁判所を通じて土地建物の任意競売手続を予定しているとの回答がありました。また、債権回収が困難な場合は、県の補助事業を活用し、負担割合により債権額の回収ができるとの回答がありました。慎重審議の結果、当局提案どおり賛成多数で認定いたしました。次に議案第59号は、令和6年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定です。執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。主だった質疑も、質疑もなく、慎重審議の結果、当局提案どおり、全会一致で認定いたしました。以上、審査の経過と結果の報告を終わります。

### ○的野信之議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第55号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。次に、議案第56号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。次に、議案第57号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。次に、議案第58号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。次に、議案第59号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第55号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めますこれで討論を終わります。次に、議案第56号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めますこれで討論を終わります。次に、議案第57号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第58号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第59号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めますこれで討論を終わります。これから採決を行います。議案第55号、令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第55号は委員長報告のとおり認定されました。次に、議案第56号、令和6年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって、議案第56号は委員長報告のとおり認定されました。次に、議案第57号、令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第57号は委員長報告のとおり認定されました。次に、議案第58号、令和6年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第58号は委員長報告のとおり認定されました。次に、議案第59号、令和6年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第59号は委員長報告のとおり認定されました。次に進みます。日程第10、議案第48号から日程第13、議案第63号までの4件を一括して議題とします。本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。新谷総務文教委員長。

#### ○新谷留晴総務文教委員長

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました議案第48号から議案第63号までの4議案について、9月12日、当委員会で審査を行いましたので、一括して、その審査の経過と結果について報告いたします。議案第48号は、鞍手町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例です。この条例は、物価の変動等に鑑み、選挙公営に係る公費負担限度額の引上げ等を内容とする公職選挙法施行条例の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、鞍手町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部について所要の改正を行うものである。執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。主だった質疑もなく、慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。

次に、議案第49号は、鞍手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例です。この改正は、地方公共団体情報システム情報システムを統一、標準化する際に、住民基本台帳に登録されていない方々、住登外者の宛名番号を管理する事務がマイナンバー法で規定された事務以外の個人番号の独自利用事務に該当することから、条例に定める必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。慎重審議の結果、当局提案どおり賛成多数で可決いたしました。次に、議案第50号は、令和7年度鞍手町一般会計補正予算第3号です。執行部同席のもと、質疑に入りました。主な質疑の内容は、ふるさと納税制度を利用したクラウドファンディング事業について、新たな特産品開発が見込まれることから、庁内に設置予定する養鰻場に係る質疑や、農地の大区画化、集約化に対する事業について質疑があり、詳細説明を受けました。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。次に、議案第63号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和7年度分の固定資産税の課税免除申請が企業4社から提出されたことにより、課税免除措置を行うものです。主だった質疑もなく、慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。以上、審査の経過と結果の報告を終わります。

#### ○的野信之議長



これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第48号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。次に、議案第49号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。次に、議案第50号について質疑ありませんか。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番(西藤典子議員)

これの、歳出の42、43ページのところで、10款3項1目のところですが、中学校管理費の中で委託料っていうのがありますね、調査業務委託料ということで、19万3,000円上がっております。何か説明のときに、鞍中のPCBの残留量の調査っていうことが、耳に入りましたので、どういういきさつで、どういう場所でこういう検査が必要になったのかお尋ねしたいと思います。

○的野信之議長

西藤議員に申し上げます。ただいまの発言は、質疑の範囲を超えております。注意しておきます。

○12番(西藤典子議員) そうですか。

○的野信之議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。次に、議案第63号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第48号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第49号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第50号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第63号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第48号、鞍手町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第49号鞍手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第50号令和7年度鞍手町一般会計補正予算第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第63号鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和7年度固定資産税の課税免除を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。次に進みます。日程第14、議案第51号から日程第16、議案第53号までの3件を一括して議題とします。本案は民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。篠原民生産業委員長。  
○篠原哲哉民生産業委員長

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました議案第51号から議案第53号までの補正予算3件について、9月11日に当委員会で審査を行いましたので一括して、その審査の経過と結果について報告いたします。議案第51号、令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号、議案第52号、令和7年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号、議案第53号、令和7年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号の3件について、執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。主だった質疑もなく、慎重審議の結果、当局提案どおり3議案とも全会一致で可決いたしました。以上、審査の経過と結果の報告を終わります。

#### ○的野信之議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第51号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第52号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第53号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第51号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第52号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第53号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第51号、令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第52号、令和7年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第53号、令和7年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第17、閉会中の継続事件を議題とします。各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、御手元に送信しているとおり、閉会中の継続審査の申出がっております。お諮りします。各委員長の申出のとおり、継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員長から申出のとおり継続審査をすることに決定しました。これで本日の日程は全部終了しました。これをもって令和7年第5回定例会を閉会します。

—— 閉会 10時26分 ——

~~~~~○~~~~~

地方自治法第123条の第2項の規定により、ここに署名する。

議長           的 野 信 之          

議員           野 口 美 恵 子          

議員           許 斐 英 幸

令和7年9月18日 9月定例会閉会。

~~~~~○~~~~~  
—— 開議 10時00分 ——

**○的野信之議長**

これから本日の会議を開きます。これより日程に入ります。日程はお手元に送信しているとおりで  
す。日程第1、議案第54号を議題とします。本案は、決算特別委員会に付託していましたので、決  
算特別委員長の審査報告を求めます。許斐英幸決算特別委員長。

**○許斐英幸決算特別委員長**

決算特別委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました議案第54号について、  
9月16日当委員会を開催し、全員出席のもと審査をいたしましたので、審査の経過と結果について  
報告いたします。なお、全員で構成する決算特別委員会ですので、審査の経過については省略いたし  
ます。当委員会は慎重審議の結果、当局原案どおり賛成多数により認定いたしました。以上、報告終  
わります。

**○的野信之議長**

これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第54号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第54号について討  
論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めますこれで討論を終わります。これから採決を行います。議案第54号、令和6年  
度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本  
案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第54号は委員長報告のとおり認定されました。次に、日程第2、議案  
第60号から日程第4、議案第62号までの3件を一括して議題とします。本案は、総務文教委員会  
に付託していましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。新谷総務文教委員長。

**○新谷留晴総務文教委員長**

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました議案第60号から議62

号までの令和6年度決算認定3議案について、9月12日に当委員会におきまして審査を行いましたので、一括してその審査の経過と結果について報告いたします。議案第60号は、令和6年度地方独立行政法人くらすて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定です。執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。主な質疑の内容として、病院の経営状況について質問があり、これに対し、診療報酬の改定や支援の策を講じることも必要との回答がありました。また、議会としても、国に対し診療報酬の改定や財政支援等の意見書を提出しているの、町としても、上部団体等への要望を行ってほしいとの意見がありました。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で認定いたしました。次に、議案第61号、令和6年度鞍手町水道事業会計決算認定及び議案第62号令和6年度鞍手町下水道事業会計決算認定について、執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。主だった質疑もなく、慎重審議の結果、いずれも当局提案どおり全会一致で認定いたしました。以上、審査の経過と結果の報告を終わります。

#### ○的野信之議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第60号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。次に、議案第61号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。次に、議案第62号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第60号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めますこれで討論を終わります。次に、議案第61号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めますこれで討論を終わります。次に議案第62号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めますこれで討論を終わります。これから採決を行います。議案第60号、令和6年度地方独立行政法人くらはて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第60号は委員長報告のとおり認定されました。次に、議案第61号、令和6年度鞍手町水道事業会計決算認定を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第61号は委員長報告のとおり認定されました。次に、議案第62号、令和6年度鞍手町下水道事業会計決算認定を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第62号は委員長報告のとおり認定されました。次に進みます。日程第5、議案第55号から日程第9、議案第59号までの5件を一括して議題とします。本案は民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。篠原民生産業委員長。

#### ○篠原哲哉民生産業委員長

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました議案第55号から議案第59号までの令和6年度決算認定。5件について、9月11日に当委員会で審査を行いましたので、一括して、その審査の経過と結果について報告いたします。議案第55号は令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定です。執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。主だった質疑もなく、慎重審議の結果、当局提案どおり、賛成多数で認定いたしました。次に、議案第56号は、令和6年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定です。執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。主な質疑の内容として、揚排水気排水機場のポンプ機器について、修繕や更新の状況に対しての質問に、不具合がある場合は随時修繕を行い、また更新についても、複数か所のポンプの更新が一緒にならないように、かつ、有利な財源を確保しながら計画的に行うようにと考えているとの回答がありました。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で認定いたしました。次に議案第57号、令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定です。執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。主だった質疑もなく、慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で認定いたしました。次に、議案第58号は、令和6年度鞍手町住宅

新築資金等特別会計歳入歳出決算認定です。執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。主な質疑の内容として、貸付けの回収や借受人の相続が発生した場合の対応はどうしているのかということに対する質問に、借受人には償還金の増額交渉や相続が発生している場合は、今年度より裁判所を通じて土地建物の任意競売手続を予定しているとの回答がありました。また、債権回収が困難な場合は、県の補助事業を活用し、負担割合により債権額の回収ができるとの回答がありました。慎重審議の結果、当局提案どおり賛成多数で認定いたしました。次に議案第59号は、令和6年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定です。執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。主だった質疑も、質疑もなく、慎重審議の結果、当局提案どおり、全会一致で認定いたしました。以上、審査の経過と結果の報告を終わります。

### ○的野信之議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第55号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。次に、議案第56号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。次に、議案第57号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。次に、議案第58号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。次に、議案第59号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第55号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めますこれで討論を終わります。次に、議案第56号について討論はありませんか。



(「なし」の声あり)

討論なしと認めますこれで討論を終わります。次に、議案第57号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第58号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第59号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めますこれで討論を終わります。これから採決を行います。議案第55号、令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第55号は委員長報告のとおり認定されました。次に、議案第56号、令和6年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって、議案第56号は委員長報告のとおり認定されました。次に、議案第57号、令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第57号は委員長報告のとおり認定されました。次に、議案第58号、令和6年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第58号は委員長報告のとおり認定されました。次に、議案第59号、令和6年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第59号は委員長報告のとおり認定されました。次に進みます。日程第10、議案第48号から日程第13、議案第63号までの4件を一括して議題とします。本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。新谷総務文教委員長。

#### ○新谷留晴総務文教委員長

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました議案第48号から議案第63号までの4議案について、9月12日、当委員会で審査を行いましたので、一括して、その審査の経過と結果について報告いたします。議案第48号は、鞍手町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例です。この条例は、物価の変動等に鑑み、選挙公営に係る公費負担限度額の引上げ等を内容とする公職選挙法施行条例の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、鞍手町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部について所要の改正を行うものである。執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。主だった質疑もなく、慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。

次に、議案第49号は、鞍手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例です。この改正は、地方公共団体情報システム情報システムを統一、標準化する際に、住民基本台帳に登録されていない方々、住登外者の宛名番号を管理する事務がマイナンバー法で規定された事務以外の個人番号の独自利用事務に該当することから、条例に定める必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。慎重審議の結果、当局提案どおり賛成多数で可決いたしました。次に、議案第50号は、令和7年度鞍手町一般会計補正予算第3号です。執行部同席のもと、質疑に入りました。主な質疑の内容は、ふるさと納税制度を利用したクラウドファンディング事業について、新たな特産品開発が見込まれることから、庁内に設置予定する養鰻場に係る質疑や、農地の大区画化、集約化に対する事業について質疑があり、詳細説明を受けました。慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。次に、議案第63号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和7年度分の固定資産税の課税免除申請が企業4社から提出されたことにより、課税免除措置を行うものです。主だった質疑もなく、慎重審議の結果、当局提案どおり全会一致で可決いたしました。以上、審査の経過と結果の報告を終わります。

#### ○的野信之議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第48号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。次に、議案第49号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。次に、議案第50号について質疑ありませんか。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番(西藤典子議員)

これの、歳出の42、43ページのところ、10款3項1目のところですが、中学校管理費の中で委託料っていうのがありますね、調査業務委託料ということで、19万3,000円上がっております。何か説明のときに、鞍中のPCBの残留量の調査っていうことが、耳に入りましたので、どういういきさつで、どういう場所でこういう検査が必要になったのかお尋ねしたいと思います。

○的野信之議長

西藤議員に申し上げます。ただいまの発言は、質疑の範囲を超えております。注意しておきます。

○12番(西藤典子議員) そうですか。

○的野信之議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。次に、議案第63号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第48号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第49号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第50号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第63号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第48号、鞍手町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第49号鞍手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第50号令和7年度鞍手町一般会計補正予算第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第63号鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和7年度固定資産税の課税免除を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。次に進みます。日程第14、議案第51号から日程第16、議案第53号までの3件を一括して議題とします。本案は民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。篠原民生産業委員長。  
○篠原哲哉民生産業委員長

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。ただいま議題となりました議案第51号から議案第53号までの補正予算3件について、9月11日に当委員会で審査を行いましたので一括して、その審査の経過と結果について報告いたします。議案第51号、令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号、議案第52号、令和7年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号、議案第53号、令和7年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号の3件について、執行部同席のもと、詳細説明を受け、質疑に入りました。主だった質疑もなく、慎重審議の結果、当局提案どおり3議案とも全会一致で可決いたしました。以上、審査の経過と結果の報告を終わります。

#### ○的野信之議長

これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第51号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第52号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、議案第53号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。議案第51号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第52号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第53号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第51号、令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第52号、令和7年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第53号、令和7年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第17、閉会中の継続事件を議題とします。各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、御手元に送信しているとおり、閉会中の継続審査の申出がっております。お諮りします。各委員長の申出のとおり、継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員長から申出のとおり継続審査をすることに決定しました。これで本日の日程は全部終了しました。これをもって令和7年第5回定例会を閉会します。

—— 閉会 10時26分 ——

~~~~~○~~~~~

地方自治法第123条の第2項の規定により、ここに署名する。

議長           的 野 信 之          

議員           野 口 美 恵 子          

議員           新 谷 留 晴